

鳥取県中小企業人材確保支援補助金交付要綱概要

1 目的

経営戦略や組織体制の見直しにより、魅力や特色のある雇用環境づくりを推進するために要する経費の一部を補助することにより、県内事業者が必要とする人材確保の円滑化と事業の成長発展に資することを目的とする。

2 運用

(1) 補助対象事業

人材確保力の向上に繋がる経営戦略や組織体制を見直す以下の取組みであって、商工団体や金融機関など企業支援機関のサポートを受けながら実施するもの。(事業の実施期間は6か月以内とする。)

- ① 人材確保戦略の策定(人材確保のための経営計画の策定又は見直し等の取組を含む。)
- ② 人材確保のための企業(事業所)内の組織体制の見直し、新たな雇用管理制度の導入
- ③ 人材確保戦略等に基づき行う人材確保を目的とする新たな事業の実施
- ④ その他①から③に準じた取組と認められるもの

具体例

- ◆システム導入等で生産性向上を図り、育児・介護など従業員の生活面との両立に寄与する取組み
- ◆研究開発部門の新設・拡充により、技術的人材を確保する取組み
- ◆新商品販売・店舗拡張と合わせ、営業・企画部門を強化し専門人材を確保する取組み
- ◆製造・販売・サービス等の作業工程を見直し、多様な求職者が働きやすい環境づくりを進める取組み
- ◆ブランド戦略・商品開発等で従業員が積極参加する仕組みを創設し、責任感や達成感など働き手の満足感を組織的に高める取組み。
- ◆その他経営に新たな仕組みを導入することで、人材の確保等に効果が認められる取組み

(2) 補助対象者

県内事業者であって以下の全ての要件を満たしているもの(①及び④については申請受付時に該当していること。補助対象者は中小企業基本法に定める中小企業者に限定しない。)

- ① 鳥取県内に事業所を有しており、資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数が中小企業基本法に定める中小企業者の要件に該当すること。
- ② 過去に本補助金の交付を受けていない。
- ③ 補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助金・助成金等を受けていない又は受ける予定がない。
- ④ 鳥取県立ハローワークに求人の登録(求人に関する相談)を行っている。
- ⑤ 補助事業の実施に際して商工団体・金融機関等と連携して取り組むこと。

(3) 補助対象経費

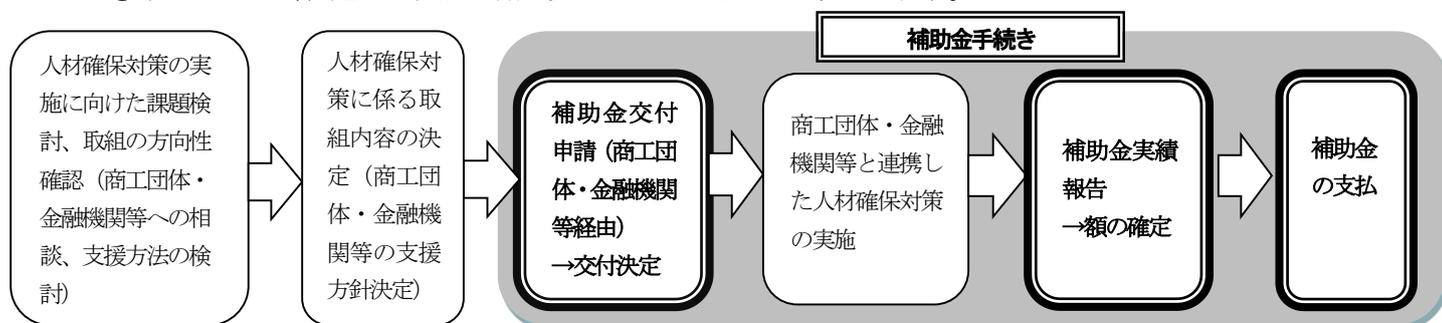
事業を実施するために必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料(前記に該当する経費であっても、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費については対象外)

(4) 補助率及び補助上限額

補助率は2分の1とし、補助上限額は500千円とする。(1事業者当たり)

(5) 手続きの流れ

- ① 交付申請 原則として事業開始する日の30日前までに商工団体・金融機関等を経由して申請を行う。
- ② 交付決定 原則として交付申請を受理した日から30日以内に行う。



(6) その他

補助金の手続きに際しては、以下の資料を県立鳥取ハローワークに提出すること。

- ① 交付申請時…商工団体・金融機関等に依頼する(連携して取り組む)内容等が分かる資料、取組に必要な経費に係る見積書等の写し
- ② 実績報告時…取組による成果が分かる資料(新たに策定・見直し等を行った人材確保戦略等、組織体制の見直しや新たに導入した雇用管理制度、人材確保戦略等に基づき行った新たな事業等について、概要や取組結果が分かるもの)、取組に要した経費に係る領収書等の写し